

第 5 2 回

大阪市廃棄物減量等推進審議会

平成 2 4 年 9 月 2 7 日 (木)

大阪市環境局 第 1 ・ 2 会議室

開 会 午前10時00分

○森井企画課長代理

皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第52回大阪市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。

私は、本日の司会進行をさせていただきます、環境局総務部企画課長代理の森井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、大阪市はエコスタイルの取り組みの期間中でございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。ご確認をお願いいたします。

(配布資料確認)

○森井企画課長代理

本審議会は公開で開催いたしておりますが、原則として許可なく撮影はできませんので、ご理解をお願いいたします。なお、本日は取材や撮影許可を求めておられる報道機関はございませんので、ご報告させていただきます。

続きまして、本日の出席状況につきまして、委員数16名のところ、現在11名の方のご出席をいただいております。お手元の資料、大阪市廃棄物減量等推進審議会規則第5条2項に規定します半数以上のご出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

本日の審議会は、昨年委員の皆様の任期満了に伴う改選を行って以来初めての開催となりますので、ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

なお、恐れ入りますが、時間の関係もございまして、私のほうからお名前と職名をご紹介させていただきます。

(出席委員紹介)

○森井企画課長代理

なお、池田委員、竹内委員、柳川委員、山口委員、新たにご就任されました中野委員におかれましては、本日ご欠席とお聞きしております。

また、これまで委員に就任いただいております藤田会長、木下委員、花嶋委員におかれましては、ご退任されましたので、ご報告させていただきます。

引き続き、大阪市側の出席者をご紹介させていただきます。

(大阪市側出席者紹介)

○森井企画課長代理

ここで、大阪市を代表いたしまして玉井環境局長からご挨拶申し上げます。

○玉井局長

改めまして、おはようございます。紹介をいただきました大阪市環境局長の玉井でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

大阪市廃棄物減量等推進審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、本日、大変ご多忙の中ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。また、平素から本市環境行政の推進にご協力、そしてご理解を賜り、まことにありがとうございます。

この間、本審議会では、本市のごみ減量施策につきましてさまざまなご提言をいただきました。今後も引き続きよろしくお願いを申し上げます。

さて、ご案内のように大阪市では、平成3年ごみ量をピークといたしまして、減少をいたしております。特にここ数年ですけれども、市民そして事業者の皆様方のご協力のもと、減量施策に積極的に取り組んでおります。ごみ減量の推進を大阪市政の大きな方針といたしております。後ほどご報告も申し上げますが、本年4月には新たなごみ減量目標というものを定めたところでございます。また、この目標の達成に向けまして、来年2月からは資源化可能な紙類の分別収集を始めるなど、一層のごみ減量、そして3Rの推進を進めることといたしております。

一方、昨年12月に橋下市長がご就任をされまして、都市制度改革とともに市政改革の断行、そうした指示のもと、これまで私どもの局におきましてもさまざまな事業効率化を進めてまいりましたが、それをより強化する観点から、事務事業の抜本的な改革、見直しということで、一般廃棄物事業の運営形態を見直す検討を進めておるところでございます。もとより、ごみの収集あるいは焼却等にかかわりましては、まさに市民生活に直結している事業でございますので、その検討に当たりましては、一般廃棄物の処理の責任が基礎自治体である本市にあるということを念頭に置くと同時に、市民サービスの低下を来さない、その2つの大原則のもとに進めていきたいと考えております。

委員の皆様には、本市のごみ減量施策等の推進に向けまして引き続きのご検討をお願いすることとなりますが、今後とも貴重なご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○森井企画課長代理

それでは、議事のほうに移らせていただきます。

先ほど申し上げましたように、本日の審議会は委員改選後初めての審議会となりますので、まず会長、副会長のご選出をいただきたいと思います。

会長、副会長の選出方法につきましては、審議会規則第2条におきまして、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める」とされております。

まず、会長をご選出いただきたいと思います。会長のご推薦等ございましたら、委員の皆様、ご発言をお願いいたします。

○福岡委員

武田先生にご就任していただくのが一番よいと私は思っております。前期は副会長をされて、もちろん大阪市の状況をよくご理解されていて、私たちのリーダーシップをとっていただけるんじゃないかなと思いますし、あちこちの自治体等でのアドバイスとかを豊富にされていますので、このメンバーの中では武田先生が一番いいと思います。

○森井企画課長代理

武田委員をご推薦の声がございますが、武田委員、いかがでございましょうか。

○武田委員

皆さんがオーケーであれば、引き受けさせていただきます。

(「異議なし」の声あり)

○森井企画課長代理

ありがとうございます。それでは、武田委員に会長をお願いしたいと存じます。武田会長、前の会長席へお移りいただき、一言お願いいたします。

○武田会長

ただいま審議会会長としてご推挙いただきました武田でございます。一言ということですが、エネルギー、環境に関する状況が非常に厳しい中で、この審議会、非常に重要な役割を果たさなければならないと思っております。皆さん方の率直なご意見を集約して、納得のいく成果が出るように努めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をひとつよろしくお願い申し上げます。

○森井企画課長代理

ありがとうございました。

続きまして、副会長の選任に移りたいと思っております。武田会長、いかがいたしましょうか。

○武田会長

私のほうからは、できれば貫上先生に副会長をお務めいただければ大変幸いと思っております。貫上先生は、もうご紹介するまでもないと思いますが、廃棄物のエキスパートですし、現在、実は廃棄物資源循環学会の関西支部長も務めておられるという方で、適任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森井企画課長代理

貫上先生のご推薦をいただきましたけれども、貫上先生、いかがでしょうか。

○貫上委員

お引き受けいたします。

○森井企画課長代理

ありがとうございます。それでは、貫上副会長、席の移動とご挨拶をお願いいたします。

○貫上副会長

一言ということですが、今期から初めて参加させていただいていきなりということで少し戸惑っているところもございますけれども、できる限り、微力ではございますけれども武田会長のサポートをさせていただいて、円滑な会議ができるように努めたいと思います。皆様方、よろしくご協力をお願いします。

○森井企画課長代理

ありがとうございました。

それでは、以降の議事につきましては武田会長にお願いしたいと思います。武田会長、よろしくをお願いいたします。

○武田会長

それでは、私の進行以降の議事に入らせていただきます。次第によりますと、「新たなごみ減量目標等について」「その他」ということになってございます。まず、新たなごみ減量目標等について、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○馬越企画課長

おはようございます。改めまして、環境局企画課長の馬越でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの局長の挨拶にもございましたように、大阪市では、特に前回のこの審議会以降、新しいごみ減量目標を定めるなど取り組みを進めてきたところでございますけれども、委員の皆様方には説明がちょっと遅くなりましたことを、この場をおかりしましてまずもってお詫び申し上げます。

本日は、この間の大阪市の動きですとか今後予定しております取り組みなどにつきまして説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の「第52回大阪市廃棄物減量等推進審議会資料」に基づき説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、右下に小さい字でページ番号がございますが、1ページをまずご覧いただきたいと思っております。ここでは平成19年度以降のごみ処理量の推移と主な減量施策についてまとめております。この審議会からは平成21年度の答申でさまざまな施策につきまして提言をいただいておりますので、特に21年度以降に重点的に実施しております施策を紹介させていただきます。

平成21年のところから網かけの四角で右下のほうに伸びているところでございますけれども、まず資源集団回収活動の活性化ということで、奨励金の段階的引き上げですとか各戸回収方式の全市拡大などに取り組んでおります。それから、紙パック・乾電池等の拠点回収場所の拡大・情報提供ですとか、事業系廃棄物の適正区分・適正処理ということで、具体には焼却工場におけます搬入物検査の強化ですとか、搬入不適物を排出された事業者さんへの指導などの取り組み、それからごみ減量・リサイクルの働きかけの取り組みということで、市民の方への普及啓発等に重点的に取り組んできております。

それから、ごみ処理量につきましては、さまざまな減量施策の効果などで22年度までは順調に減ってきておりますけれども、23年度につきましては、大阪の経済、やや持ち直しなどとも言われておりますけれども、こうした状況を反映しているとも考えられますけれども、22年度と同じく合計115万トンという状況になっております。

2ページへ移っていただきまして、こちらでは今年度、平成24年度の新規施策ということでまとめております。

まず、1番の新たなごみ減量目標値の設定でございますが、後ほど説明させていただきますけれども、本年4月に、平成27年度のごみ処理量を100万トン以下、さらに将来的には90万トンを目指す新たな目標を設定しております。

それから、2番の「大阪市循環型社会形成推進条例」ですけれども、昨年10月にこの条例を公布してございまして、本年4月1日から施行しております。この条例は、持続可能な社会の実現には低炭素社会、自然共生社会と並んで循環型社会の形成が必要であるといったことから、循環型社会の形成に当たっての基本理念とともに大阪市の責務などを定めたものでございまして、市民、事業者の方々、そして大阪府がごみ減量やリサイクルを自主的、積極的に行っていくことなどを通して循環型社会をつくることを目指しております。また、市域

で循環的な利用が可能と考えられます循環資源を「循環的利用推進物」ということで指定してありまして、本市は、こうした推進物について推奨します排出方法に関する情報提供など、適正なリサイクルの推進に向けて必要な措置を講じることを条例で定めております。なお、この循環的利用推進物につきましては、現在、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、資源化可能な古紙類を指定しております。条例の条文につきましては、本日参考資料としてお配りしております資料の中にございますので、後ほどご覧いただけたらと考えております。

それから、3番のごみ処理手数料の改定でございますけれども、本審議会にいただきました答申を踏まえまして、本年4月から事業系ごみを焼却工場に搬入する際の処理手数料を10キロ58円から90円に値上げしたところでございます。

3ページへ移っていただきまして、こちらは平成21年6月に本審議会からの答申で提言いただきました施策の実施状況をまとめてお示ししております。

上段では、当面実施すべきごみ減量・リサイクル施策ということで、提言いただいた施策について書いておりますけれども、分別排出の徹底は、ごみゼロリーダーを中心とした自主勉強会の取り組みなど、紙ごみ対策は、特に資源集団回収の状況についてお示ししております。それから、先ほども少し申しましたけれども、焼却工場への事業系廃棄物搬入の適正化のために実施しております展開検査の実績、4つ目のところでは市民や事業者の方々にごみ減量・リサイクルに取り組んでいただくための働きかけということで、ごみ減量市民フォーラムの開催等についてお示ししております。

下段のほうでは、中・長期的な視点に立ったごみ減量・リサイクル施策ということでございまして、資源化可能な古紙・古布の分別収集について、今後どういうふうに取り組んでいくのかといったスケジュールなりをお示ししております。こちらにつきましても、後ほど12ページで説明させていただきます。

最下段のところでは、先ほど説明させていただきました処理手数料の改定についてお示ししております。

4ページへ移っていただきまして、新たなごみ減量目標ということでお示ししておりますので、ご説明をさせていただきます。

新たなごみ減量目標につきましては、前回の審議会の時にもこれまでの110万トンの次の目標といった話が出ておりましたけれども、この資料は、本年4月の大阪市の戦略会議で示されまして、大阪市の新たなごみ減量目標として決定されたものでございます。上から2段目にございますように、平成22年度のごみ処理量は115万トンということで、ピーク時の平成3年度217万トンの約半分となっておりますけれども、今後もこれまで実施してまいりま

した取り組みを継続してまいりますことや、この4月にごみ処理の手数料を値上げしたことなどによりまして、これまでの目標でありました平成27年度110万トンを超えて達成できる見込みとなっております。

こうしたことから、新たに古紙類の分別収集ですとか資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止などに取り組むことによりまして、平成27年度のごみ処理量を100万トン以下といたしまして、さらには分別の徹底などによるごみ減量と徹底したコスト削減にも取り組みながら、家庭ごみの有料化などについても新たな減量施策として検討いたしまして、将来的、この将来というのは平成37年度のイメージでございますけれども、その時点では90万トンを目指すとする新たなごみ減量目標を設定したところでございます。

5ページに移っていただきまして、こちらでは今後のごみ減量施策につきまして実施時期のイメージ、それから推定しておりますごみ減量の効果などをお示ししております。既存の施策につきましても今後も継続して取り組みますとともに、紙ごみの分別収集など新規の施策にも取り組んでまいることによりまして、それぞれの施策につきまして、こちらに記載しておりますような減量効果を見込んでいるところでございます。

6ページに移っていただきまして、特に紙ごみの分別収集によりまして推定しております減量効果をまとめております。

左側の円グラフは、平成22年度の家庭系ごみの組成分析結果をお示ししているものなんですけれども、紙類が全体の30%弱を占めておりまして、円グラフの下のほうにございますように、この中には資源化可能な紙類が量にしまして5.1万トンほどございます。この資源化可能な紙類の80%ぐらいが分別収集などに回ることによりまして、約4.1万トンの減量ができると推定しております。

一番右の円グラフは、資源化の取り組みが比較的進んでいます大規模事業所など特定建築物を除きました中小事業所からの事業系ごみの平成22年度の組成をお示したものです。こちらは、紙類が40%強を占めておりまして、円グラフの下のほうにございますように、資源化可能な紙類が量にしまして8.7万トンほどございます。こちらにつきましても、排出事業者の方々にご協力いただきながら、大体80%ぐらいが資源化ルートに回ることなどによりまして6.7万トンぐらいの減量ができる。そういうふうには推定しているところでございます。

このように、家庭系ごみ、事業系ごみに含まれる資源化可能な紙類が適切に分別に回ることによりまして、4.1万トンと6.7万トンを足しまして大体11万トン程度の減量効果があると推定しているところでございます。

7ページに移っていただきまして、こちらはごみの分別の状況につきまして他都市と比較

してまとめております。

分別の品目の数え方につきましては、都市によっていろいろと考え方がありますが、一番右側に大阪市を示しております。今回、新たに古紙、それから古布、衣類でございまして、その分別収集に取り組むこととしてございまして、分別の品目は大体横浜市と同程度になっております。こうした取り組みを通しまして、市民の方々の分別意識を一層高めまして、さらなるごみ減量へつなげていきたいと考えております。

それから、8ページでは将来人口の推移などをお示ししております。

いくつか推計があるわけなんですけれども、いずれの推計でも大阪市の将来人口は減少傾向にございまして、平成37年度時点のごみ量につきましては、こうした推計に見合った減量効果を見込んでいるということで、こちらにお示ししております。

9ページから10ページにかけては、ごみ焼却工場の整備・配置計画などについて示しております。

9ページでは左下に「広域化の方向性」などといった記述もございまして、後ほど説明いたします一般廃棄物事業の経営形態の見直しにも関係するところがございますので、そちらで説明させていただくことといたしまして、今後の工場数などについて結論を申し上げますと、10ページをご覧いただきたいのですが、右上の二重の四角囲み、「検討結果」でございまして、こちらにございまして、今後のごみ量に必要な焼却能力などを考慮した結果、ごみ減量の進捗も見極めつつ、現在の9工場を6工場稼働体制とし、森之宮工場について、平成24年度末の現工場停止後の建て替え計画は中止する。それから、大正工場についても今後建て替えは行わないことといたしまして、こうしたことなどを先ほどの新たなごみ減量目標と同じく本年4月の大阪市の戦略会議で決定したところでございまして。

次に、1ページ飛びまして12ページへ移っていただきたいと思っております。資源化可能な紙ごみ等の減量・リサイクルの取り組みで、3ページの施策の実施状況で少しご紹介いたしましたけれども、新たなごみ減量目標の達成を目指しまして、紙ごみの分別収集などに取り組むこととしております。

まず、資源化可能な古紙・古布（衣類）の分別収集についてでございますけれども、時期といたしましては、来年、平成25年の2月から、まず北区など6区で新聞、雑誌、段ボールなどの紙類とか衣類の分別収集、行政回収に取り組むこととしてございまして、排出状況なども把握しながら、来年の10月からは全区で分別収集を展開していくこととしております。分別収集の実施に当たりましては市民の皆様の協力が重要でございまして、すでに周知も始めております。8月の市政だよりではこういうことに取り組むということで市民の方にもお知

らせしております、今後も周知を進めていくことにしております。

それから、下のほうにございます資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止についてでございますけれども、来年の10月から、事業所から排出される資源化可能な紙類の工場への搬入禁止を実施することにしておりまして、こちらにつきましても、今後、事業所への周知などを進めていくことにしております。

13ページへ移っていただきまして、こちらからは一般廃棄物事業の経営形態の見直しということで説明させていただきます。

大阪府と大阪市では、現在、新しい大都市制度の検討ですとか二重行政の仕分け、事業運営のあり方などについて府市統合本部というところで検討しておりますけれども、府市統合本部の中では、一般廃棄物事業のあり方についても「民でできることは民へ」などの方針のもとで検討しております。この検討の中では、府の担当者と市の担当者と外部の有識者、特別参与と呼んでおりますけれども、こういったメンバーでタスクフォースというのをつくりまして、そのタスクフォースで一般廃棄物事業の運営形態のあり方などを検討しまして、今後の方向性としてまとめて府市統合本部へ報告しております。6月19日の府市統合本部会議で、14ページから15ページにございますような内容で今後の一般廃棄物事業の運営形態、基本的な方向性が了解されましたので、説明させていただきます。

この14ページ、15ページが先ほど申しましたタスクフォースの報告書の概要という位置づけになっておりまして、タスクフォースの報告書自体は、本日お配りしています参考資料の中でございますので、また後ほどご覧いただければと思います。

それでは、14ページから説明させていただきますが、こちらでは大阪市の一般廃棄物事業の現状とか課題を示しております。

まず、左側をご覧いただきたいのですが、ごみ収集輸送事業、これは特に家庭ごみの収集についてでございますけれども、現在直営で約2,000名の技能職員、現業職員が従事しております。ごみ焼却処理事業につきましては、こちらにございますような数の職員が従事しておりまして、直営の9つの工場で家庭系、事業系ごみの両方を処理しているという状況になっております。

それから、2の運営状況でございますけれども、ごみ収集につきましては、22年度の決算ベースで209億円の経費を要しておりまして、その大部分の190億円が人件費、財源といたしましては、ほとんどが税による負担ということになっております。ごみ焼却につきましては、同じく22年度の決算ベースで201億円の経費を要しておりまして、内訳はこちらにございますとおりでございます。最下段にございますように、焼却につきましては、事業系ごみ処理

手数料の収入ですとか、焼却予熱を使いまして発電を行っている、その売電収入などで92億円の歳入がございます。

右側へ移っていただきまして、事業分析からみた視点でございませうけれども、こちらでは現状の分析をいろいろ行っております。例えば真ん中のごみ収集輸送事業で矢印が出ているところなんですけれども、現状ではごみ収集事業につきましては主に直営でやっております、民間委託も退職不補充にあわせて行っているわけなんですけれども、やはりスピード感を持った一層のコスト削減に向けた運営形態の変更が必要だといった課題なども踏まえまして、一番下段の点線囲みの中にありますように、ごみ収集輸送事業の運営形態の見直しにつきましては、民間活力の導入ですとか現業職員の非公務員化を方針といたしまして、またごみ焼却処理事業の運営形態の見直しにつきましては、広域化やさらなるコスト削減のための民間活用などを方針といたしまして、このタスクフォースで検討をしております。

そして、検討の結果を15ページにまとめております。左側をご覧くださいなのですが、基本的方向性でございますように、ごみ収集輸送事業につきましては、まず家庭ごみの収集に携わります現業職員の身分を移管する受皿組織を設立いたしまして、そちらに移管して非公務員化を図りました後、この受皿組織に家庭ごみ収集の随意契約を一定期間行っていくわけなんですけれども、その間にも業者育成を図りつつ民間委託も順次拡大して、一定期間の後には競争入札による完全民間化を図る。こういう方針を決定しております。

それから、ごみの焼却処理事業につきましても、ごみ量の推移に基づきまして6工場稼働体制へと見直しを進めますほか、焼却工場の運営に当たりまして民間委託などを推進していく。それから、今後の工場建設に当たりましても、DBO方式ということで、これは公共が資金調達を行いまして、民間事業者が施設を設計・建設し、契約で定められた期間中、維持管理・運営を行う方式でございませうけれども、こういった方式を活用していくことにしております。さらには、当面、大阪府の広域化計画に沿って、大阪市、八尾市、松原市のブロックで一部事務組合によるごみ処理体制を構築することとしておりまして、そのための協議なども進めているところでございませう。

こうした運営形態の見直しで期待できる効果でございませうけれども、経費面で見ますと、ごみ収集輸送につきましては、他都市での事例なども参考にしまして、大阪市のごみ量で完全競争入札を行ったと仮定しまして効果を粗く試算したものでございませうけれども、約79億円の税負担の削減になると試算されております。それから、ごみ焼却処理につきましては、効率化や民間委託等を進めた場合、約73億円の税負担の削減になると試算しております。

右側にはこの運営形態の見直しに向けた工程を示しております、まず今年度、24年度に

つきましては、ごみ収集輸送につきましては、運営形態の変更には職員の身分移管などさまざまな課題がございますことから、こうした課題の整理のほか、受皿組織への民間活力の導入手法などについて、外部有識者にアドバイザーとなっただきまして、庁内のPT（プロジェクトチーム）で検討しているところでございます。それから、ごみ焼却処理につきましても、一部事務組合の設立に向けた具体的な課題などについて、大阪府、大阪市、八尾市、松原市から成るブロック会議で検討しているところでございます。

25年度につきましては、ごみ収集輸送につきましては、受皿組織の設立手続など具体化を進めまして、ごみ焼却処理につきましても、一部事務組合の設立手続などを進めることにしております。

そして、26年度に、ごみ収集輸送につきましては受皿組織の設立と現業職員の移管、これは非公務員化でございますけれども、これを行いますとともに、ごみ焼却処理につきましては一部事務組合へ移行いたしまして、それ以降は収集、焼却とも新しい運営形態で事業実施をしていくという工程で今のところ作業を進めているところでございます。

ただ、こういう見直しを進めていくに当たりましても、廃棄物処理法では市町村など基礎自治体にごみ処理の責任がございますして、市民サービスの低下を来すことなく、こうしたごみ処理責任を果たしつつコスト削減を図っていく、そういった観点から見直しを進めていくことにしております。

最後のページ、16ページでございますけれども、一般廃棄物処理基本計画の改定について、「改定計画案」のイメージということでご説明させていただきます。

現在の一般廃棄物処理基本計画は、平成22年3月に策定したものでございますけれども、目標がこれまでの平成27年度110万トンとなっております。本日ご説明いたしましたように新たなごみ減量目標を定めましたこと、また資源化可能な紙類の分別収集など新たな減量施策に取り組みますこと、さらには運営形態の見直しにも取り組みますことなどから、そういうことを反映いたしまして計画を改定したいと考えております。

具体の改定のイメージでございますけれども、計画目標につきましては、平成27年度ごみ処理量を100万トン以下とすることを基本としつつも、安定的なごみ処理体制を維持する観点などから、将来的な目標、90万トンという数字につきましてもあわせて示すことにしたいと考えております。

それから、基本方針と主な取り組みということでいくつか示しておりますが、まず基本方針1「3Rの推進」では、資源化可能な紙類などの分別収集、焼却工場への搬入禁止などを示しますほか、さらなるごみ減量を目指しまして家庭系ごみの有料化などの施策を検討して

いくことについても示したいと考えております。この家庭系ごみの有料化につきましては、現在、すでに有料化に取り組んでおります他都市の状況の情報収集、課題の整理など、局内部で検討を進めているところでございまして、この審議会の意見を伺う段階になりましたら、その節はよろしくお願ひしたいと考えております。

基本方針の2「市民・事業者との連携の推進」でございしますが、分別排出の徹底において普通ごみに分別収集品目が混入していた場合の残置などにつきまして、具体的方法などにつきましてはまだまだ局内で検討している段階でございすけれども、こういった措置について検討していくことですか、事業系廃棄物の適正区分、適正処理のための展開検査の強化などを盛り込んでいきたいと考えております。

それから、基本方針3「民間化・広域化の推進」では、先ほど申しました運営形態の見直しを含めまして一層のコスト削減を図ること。

また、基本方針4「適正処理の推進」では、安全、安定した処理処分体制の維持ですとか、6工場稼働体制への移行などについて盛り込むことにしております。

さらに、基本方針5「環境への配慮」では、焼却処理に伴います環境負荷の低減ですとか焼却余熱の有効利用などについて示していきたいと考えておまして、こういった内容を改定計画には盛り込むイメージで、今後「計画案」をとりまとめまして、本年12月ごろの計画改定を予定しているところでございます。以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○武田会長

どうもありがとうございました。本日の資料を一気にご説明いただきました。

ただいまのご説明を含めて、資料についてこれから皆様方から質疑をお願いしたいと思いますが、全部一遍にということになるとかえって難しいかもしれませんので、私、今お聞かせただいて感じましたことでいきますと、資料の12ページぐらいまでで一回切らせていただいて、それから経営形態の見直しのところでまた切らせていただいて、最後に改定計画案のイメージ。非常に厳格にやるわけではなくて、そのほうがかえってご質問いただきやすいかと思います。もちろん後で忘れてたというのでやっていただいても結構ですが、最初に1ページから12ページぐらいまでの間でご質問あるいはご意見があればいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○宮川委員

ちょっと質問なんですけど、先ほど6ページで、平成22年度実績の家庭系ごみと事業系ごみで紙が減量されましたと。11万トン弱されましたというのがあったと思うんですけど、1ページ目の総排出量がどの年度を基準に削減されたのか、ちょっとわからない。というの

は、平成21年に118万トンですよと。その次に115万トンですよと。23年115万トンですよと。11万トン削減されたら、ほかのごみが増えていますというとならえ方がいいのか、そこらへんがちょっとわからなかった。

○馬越企画課長

6ページのは、「されました」ではなくて、こういうふうな効果があると推定していますということです。

○宮川委員

推定ですか。

○馬越企画課長

はい。22年度の組成をもとに紙ごみの分別収集とかに取り組みますと、これぐらいの効果があるんじゃないかということで推定しているところまでございまして、このとおり11万トンぐらい減ったとしますと、今の115万トンから11万トンぐらい減っていく。そういうことで新たな目標であります100万トンに近づくとということです。これぐらいの効果が推定できるということでございますので、これはこれから取り組んでいくということでございます。

○宮川委員

わかりました。あともう1点なんですけど、事業系の焼却費用が上がりましたよということで、大体4月から8月ぐらいまで何%ぐらい落ちているとか、参考まででお聞きしたいのですけど。

○縣一般廃棄物指導課長

お答えします。ざくっとした速報ですけれども、大体2%弱ぐらいかなというふうに思っております。実際4月から焼却工場に搬入する際の手数料につきましては、10キロ当たり58円から90円に上げさせていただいておるんですが、実際のところ、それを許可業者の皆さんが排出者の方に転嫁というんですか、実際に値上げが進みますと、これから先もう少しごみの量が減ってくる可能性もあるかなと思いますけれども、現時点では2%弱ぐらいというのが速報値でございます。

○宮川委員

ありがとうございます。

○武田会長

ほかにはいかがでしょうか。

すみません、ついでに先ほどの58円から90円という値上げなんですけど、3ページの一番下を書いてございますね。ごみ処理手数料の改定。ここでごみ処理手数料は240円から270円、

ごみ処分手数料が58円から90円となっているんですが、処理手数料と処分手数料というのがちょっとわかりにくいかなと思うんですが、どういう違いがあるのかを教えてくださいませんか。

○縣一般廃棄物指導課長

まず、ごみ処理手数料の値上げということで58円から90円ということになっているんですけども、この58円なり90円という数字は、いわゆる焼却工場に持ち込まれた際に、ごみを焼却しまして、焼却した後の焼却灰を埋め立て処分するということになりますので、それに掛かる経費ということで徴収させていただいている金額でございます。それが58円から90円に値上げになったということでございます。

そうした中で大阪市の場合、事業系のごみにつきましては、基本的に民間の許可業者さんがほとんど収集しておられるんですけども、一部例外的に大阪市が事業系のごみを回収する。例えば同じ官公庁関係、大阪市役所であったり官公庁関係なんかが主になってくるかと思うんですけども、そうした際には、いわゆるごみを処分する手数料相当分に加えてごみを集める手数料相当分が必要になっておりまして、この240円、270円というのは、いわゆるごみを毎日収集した場合の手数料。従前はごみを毎日収集いたしますと10キロ240円だったものが、今回の手数料の値上げによりまして10キロ270円になっております。ですので、これは大阪市が収集する場合ということになっております。

なお、民間の許可業者さんも、実際に収集契約を結んでいただくに当たりましては、これが条例上の料金になっていまして、これが上限料金になりますので、これよりも基本的に低い金額で結んでいただく必要があるという1つの数値になっております。以上でございます。

○武田会長

ありがとうございました。ほかにご質問ありませんでしょうか。

○貫上副会長

6 ページ目の円グラフのところだったかと思うんですけども、いわゆる紙ごみの搬入禁止と分別収集ということで約11万トン程度減量化という話があったんですが、その対象は、基本的には家庭ごみと中小事業所であり、真ん中の円グラフの特定建築物等は大きな事業所だという話なんですけども、ここに対してはもうすでにやられているということなんですか。もしやられていたら、その現状について教えていただきたいと思います。

○縣一般廃棄物指導課長

大阪市におきましては、一定面積以上、今でしたら1,000平米以上なんですけれども、そのほかいろいろ要件はあるんですけども、一定規模以上の建築物に対しましては廃棄物の管

理責任者を置いていただいた上で、いわゆるごみの減量計画をつくっていただいて、それぞれきちんとごみの減量なりを計画して取り組んでいただくと同時に、私どものほうも立入にも行かせていただいて、実際にごみの減量が進んでいるかどうかの確認なりをさせていただいています。

こういった取り組みの関係もございまして、ここでは特定建築物という表現をさせていただいておるんですけれども、概ねこちらのほうにつきましては紙類などほとんど資源化できるものについては資源化が進んでいるということもございまして、事業系ごみの中で紙ごみ減量の可能性の部分につきましては、むしろこういう特定建築物以外のいわゆる中小を中心としたところがなかなか進んでいないというところですので、こちらのほうを中心に分析を出させていただいたという状況でございます。

○武田会長

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

○小林委員

ごみの減量の中で、6ページで先ほどから言われているように紙ごみを重点的に減らすことで11万トン減るだろうという推測量と、5ページのこれから何年ごとにどういうことをして平成27年には98万トンになりますというところのリンクなんですけれども、27年度に98万トンになるために、22年度から17万トン減らすことになると思うんですけれども、そのうちの11万トンが紙ごみで減るという考え方でよろしいですか。その11万トンが事業系ごみの紙ごみ減量の7万トンと、家庭系ごみの古紙類の分別収集の3万トンと、あとは資源回収の活性化などで1万トンぐらいは集まってくるだろうということでもよろしいですか。

わかりました。

それと、あと、紙ごみを重点的にされるということでもすごくいいと思うのですが、ちょっと気になっている生ごみの問題があって、生ごみに対しては今後何か考えていくようなことがあるのかなということと、この事業系生ごみのリサイクルというのがどういう内容だったか、ちょっと把握してないので教えていただきたい。また、98万トンから10年ぐらいかけて90万トン以下に減らす内容が、人口が減るとかそういうことで割と自然的に減らしていくことを考えているような気がするのですが、有料化で減るよりは人口減とかで減ると当て込んでいるように思えます。有料化とか難しいと思うので、どうなのかなと。90万トンまでいけそうなのかどうかということもお聞きしたいです。

○馬越企画課長

まず、生ごみのリサイクルの話ですが、事業系生ごみのリサイクルも含めてなんですけど、

前回の審議会の時にご紹介していたと思うんですけど、今、環境局のほうで、事業所とかから出ます生ごみを中浜下水処理場で消化槽というところに入れまして、消化槽で出ます消化ガスのカロリーをアップして、下水処理場でも発電をする時により効率よく電気をつくっていく。そういうふうな取り組みで生ごみのリサイクル、活用ということでやっています。生ごみのリサイクルは、今、実験的に中浜処理場でやっておりますけれども、都市部でやるにはおいの問題とかいろんな問題がございます。今、実験的にとりあえず中浜でやっておりますが、そういう結果はこれからも大阪市の施策で活用していくことにはしているんですけども、これからもどういうことが可能なかを検討していきたいと思っているところでございます。

それから、90万トンのお話なんですけど、5ページのところで、黒い三角印で何万トンということで減量効果を示しているんですけども、小林委員からございましたように、人口減の効果ということで2万トン。先ほどご説明しましたように将来人口が減少傾向ということで、これぐらいは減るだろうと見込んでおります。

それから、最後に家庭系ごみの有料化ということでございますが、なかなか難しいというお話もございましたけれども、他都市の状況を情報収集していると申し上げましたけれども、他都市でも実現するにはなかなか苦労されて、時間もかかっているいろいろなところもありますが、大阪市でもこれからさらにごみ減量を進めていくということではやはり検討していかないといけない施策だと思っております。またその節にはこちらのほうからこういうふうな課題についてどう考えたらいいとか、そういうご意見を伺う機会もあると思います。目指してそういうことはやっていくということで、今、方針として示しておりますので、よろしくお願いいたします。

○小林委員

中浜処理場は、実験を継続されているんですか。生ごみのリサイクルの前回説明いただいていた分は、その後の報告はここにも何も書かれていなかったもので、どういう効果があったか。止められていたのかなど。

○馬越企画課長

今年度もやっております、またそれで結果がまとまりましたら報告させていただきます。

○福岡委員

6ページ、12ページに関してなんですけれども、先ほどから何人かの方が紙の分別とか搬入禁止とかについて言われているように、私もちょっと疑問というか教えていただきたいのが、それだけの量を例えば搬入禁止にするとした場合、受皿ですよね。古紙回収とかそうい

うところに持っていく。持っていくのは、無理やり「頼む」と言ってドンとそっちへ持っていったらいいのかもしれないですけども、その後、果たして本当に再生されてまた戻るのか。どこか燃料として使っていくとか、燃料として使っていくのだったら、市で熱エネルギー回収をするのもそんなに変わらなくて、何も無理していろいろ分別をしなくてもいいという方向もあるかとは思うんですね。ですから、受皿の想定を聞かない限り、本当は判断してはいけないのかなとちょっと思いました。古紙を搬入しない、焼却しないということであれば、受皿についてどのように想定されているかお聞かせいただきたい。

それから、6ページにも書いてあったんですけど、12ページの事業系ごみの対象品目で紙パックが入っているのがすごい違和感があるんです。事業系ごみの排出状況を考えましたら、おそらく飲食店とかで例えばドリンクバーなんかを持っているようなところだと、牛乳の紙パックとかが山ほど出てくる。日々出てくるんじゃないか。そういうのもあるし、オフィスだったら、働いている人が小さい紙パックを飲んで、それをたくさん捨てているでしょうし、そうなると紙パックと言っても、どこまでそのへんのことを想定されているのか、それをどこにどういう形で持っていくように進めていこうとされるのか。ほかの品目だとイメージがわくんですけど、紙パックだけが発生源にかなり特徴があると思います。しかも牛乳とかだったら腐敗性があるって、しっかり管理しないといけないようなものになるかと思しますので、家庭で切り開いて水洗いしてみたいには事業所ではいけないんじゃないかとちょっと思いましたので、今日でなくても、またいつかお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○縣一般廃棄物指導課長

まず、2つほどあったかと思うんですけども、1つは受皿の問題。家庭系につきましても、4万トンぐらいが分別収集で減量されるであろうと。事業系につきましても、7万トン弱ぐらいですか。両方で11万トンぐらいが減量されるということなんですけれども、これを減量していくにつきましては、基本的にはリサイクルに回していくこととなりますので、当然再生資源業界のほうに回っていくということでございまして、この施策を具体的にプランニングするに当たりましては、再生資源事業者の皆さんとも意見交換なり実情なりも確認させていただいた上で、こういった量であれば十分資源化できるということを確認させていただいております。基本的に分別収集したものにつきましては、再生資源業者さんに引き渡させていただきますし、搬入禁止の分につきましては、排出事業者の方が自ら再生資源ルートのほうに回していただくという形でリサイクルに回していただく。いわゆる焼却するのではないということでお考えいただけたらと思います。

それから、2点目の紙パックなんですけれども、確かに事業系で紙パックと言うと、たま

たまこの品目が入っていますので非常に違和感があるかと思うんですけれども、基本的に紙パックについても、リサイクルする上では切り開いていただいたり、きれいに洗っていただいたりとか、家庭系と同様の処理が必要になってくるかと思えます。そのあたり、排出事業者と受ける側の再資業者の関係の中でどういった区分の仕方があるか、例えば新聞だけで分けるとか、OA紙だけで分けるとか、これとこれだったら一緒にいいよとか、いろいろあるかと思えますので、実情に応じた形で排出していただくことになるかと考えております。以上でございます。

○武田会長

古紙については、ここでは12ページですか、市が要するに分別収集されるということですよ。あるところでは紙だけは別の業者さんが取りに来るようにしているところもあるんですけど、そうすると相場が下がると取りに来ないとかいうような問題が起こったりする。先ほどの福岡さんのご質問は、そこまではいかないですけれども、要するに分別回収しても安定的に行くところがあるのかと。もともと行くところがきっちりしてなかったら、焼却して発電して電力をとったほうがいいんじゃないのという議論は前からあるわけで、そのへんのことをお聞きになっているのだらうと思えます。

一方で、先ほど生ごみの話が出てきましたけれども、紙をどんどん減らしていくとごみの発熱量が下がってくるけれども、焼却炉のほうはどうなっていくんでしょうねという問題があって、数字合わせだけではいけないところが結構出てくるだらうと思うんですね。そのへんは当然お考えになっていると思うんですが、そのあたり、また基本計画の改定とも関連してくると思えますので、いろいろと詳しくご議論いただけたらと思えます。

そのほかに何かご質問ありますでしょうか。

もしあれでしたら、また後ほど戻ってご質問いただいても結構ですので、次に経営形態の見直しを中心にしたところでご質問あるいはご意見を頂戴できたらと思えますが、いかがでしょうか。ページでいきますと、13ページから15ページの間でしょうか。

○小畑委員

1つは、経営形態の見直しの件なんですけど、大阪府市統合本部の会議の資料なんですけど、この基本のところには大阪都構想があって、府市の統合本部でいろいろ議論されておるんですけど、その場合、例えば都という方向を目指しておられるのであれば、今、全国で都として行政をやられているのは東京都で、実際東京都の清掃行政はどういう形でやられておるのかと言いますと、もう7～8年前だと思えますけど、それまでは都が23区の分は全部一括して清掃事業をやられておったんですけど、分権化のいろいろな関係で、あの時は分区

された。したがって、各区に清掃事業を持っていかれたという経過があるんです。ここも大阪都を目指しておられるのであれば、東京都が一応各区に持っていった、区に課した、このへんのところとの関連はかなり大きいんじゃないかと思うんです。そうなってきますと、大阪も例えば区がどんな区割りになるとか、そういうことを含めて、一括して大阪の場合はあくまでも民営化でやるというのか、あるいは東京のようにやっぱり区に持っていくということも必要じゃないかなという部分もあると思うんですけど、そのへんのところ、東京都の例なんかも参考にかなり議論をされて今の方向が出てきたのかどうか、その点が1点お聞きしたい点です。

それから、もう1点は、いわゆる焼却工場の関係ですけど、一部事務組合という形で松原、八尾を入れてという方向で書かれているんですけど、今、国の広域行政の方向としては、昔は一部事務組合がほとんどだったんですけど、一部事務組合はいろいろ限界があって、広域連合のほうがいいということで、大体広域連合に国のほうとしても変わってきていると思うんです。そういうふうに変ってきているのに、今回の場合、どうしても一部事務組合という前の形式に行くというところは、どういう理由があるのかなとちょっと疑問に思いますので、そのへんのところはどんな議論をされたのか。その2点についてお聞きしたいんですけど。

○武田会長

これは、統合本部の会議のあれですので、おわかりになる範囲で結構ですのでお願いしたいと思います。

○馬越企画課長

参考資料をご覧いただきたいのですが、何枚かくっていただきまして、右上のほうに資料3-4と振っております資料がございます。「第14回大阪府市統合本部会議資料 一般廃棄物事業のあり方について」。先ほど説明させていただきました資料は、タスクフォースの報告書の概要版でございまして、こちらのほうがタスクフォースでの検討報告書ということで、どういう検討を行ってきたかということでまとめているものでございます。

まず、1点目、区に持っていくのかということで、一般廃棄物事業、処理責任は市町村にあるということで、普通に考えますと特別区ができましたら基礎自治体は特別区になりますので、基礎自治体である特別区がその処理責任を持つことになろうと考えております。ただ、今、大阪市、政令指定都市としていろんな事業をやっていく中で、全市的にどの事業を広域自治体に持って行って、どの事業を区に持って行ってという仕分けをやっていくところがございます。その作業も進めながら経営形態の見直しというのを進めておりまして、事業によ

りましては各区でやったほうがいいのか、区が水平連携でやっていったほうがいいのか、いろいろ種類があると思います。そういう点についてもあわせて検討しているところでございまして、廃掃法で言います処理責任は基礎自治体にあるということはもちろん念頭に置きまして、これから区ということが基本になるとは思いますけれども、その中でどういうふうにやっていくのかというの、この運営形態の見直し作業と検討が並行して進んでいるような状況でございます。そういう状況で作業が進んでいるということで、ご理解いただきたいと思えます。

それから、2点目、一部事務組合の話なんですけれども、タスクフォースの資料の右下に27ページと書いているものがございまして。後ろから3枚目の上のほうでございまして、「2-4)ごみ処理の広域化」というところ、こちらで広域化のメリット、デメリットを書いております。広域化をやることで相互協力による円滑な建て替え計画、集約化によるコスト削減、人材育成による運営管理の効率化というメリットがあげられる。もちろんデメリットもあるわけなんですけれども、こういうふうなことがメリットとしてある。広域化の実施に当たっての方向性ということで、大阪府の広域化計画にも沿いまして、ブロック間で広域化によるメリットを互いに享受できるようにということで、先ほど申しましたように一部事務組合などの設立という話がタスクフォースで進められてきたという経過がございまして。十分なお答えになっておりませんで、大変申し訳ございません。

○蓑田施設部長

すみません。ちょっと補足して説明をさせていただきましたらと思えます。

○武田会長

じゃあ、説明を先にしてください。

○蓑田施設部長

施設部長の蓑田でございます。

まず、東京都との関係でございましてけれども、東京都の場合は、焼却工場を各区に全部建てるということで当初やられまして、工場の関係だけ申し上げますと、途中でそれほど能力が必要なくなったということで、数が23区全部ではなくなったということになりました。当初は各区に全部工場を下ろして、一部事務組合の清掃組合はなくすということだったんですけれども、工場数が区全体にならなかったの、今はそのまま存続という形で置かれておるといふのと、そういう経過についてはよく勉強しておりまして、それを踏まえまして、大阪の場合はそういうことではなしに、大阪市と周辺を含めてやっていこうと。外へ手を出していこうというような形の考え方で計画をまとめておるといふことです。

それから、一部事務組合と広域連合の関係なんですが、事務としてはそんなに違ったものではないんですが、考え方としては、一部事務組合から広域連合へ衣替えしたようなところも長野県とか実際はございます。ただ、なぜそうされたかと言いますと、必要性として、ごみだけではなしに例えば消防とか全く関係のない事務も含めて広域化していく時には広域連合という形をとられるというふうに聞いておりました、今のところ、ごみ単体でやられているところは一部事務組合でやられているという形になっております。以上です。

○小畑委員

1点は、広域連合がどうこう言っているのと違って、広域連合でやられる場合に、中で一部事務組合と広域連合があるということで、どちらかというところと今までずっと言われてきている範疇では一部事務組合よりも広域連合のほうがメリットがあると言われておりますので、その点をお聞きしたということと、現実的に一部事務組合の場合は、それぞれ構成団体の議会の承認とかいろいろ制約を逆に受ける面があつて、それをただすということで広域連合という制度がとられたということがありますので、むしろ我々の理解としては、これはどっちも国が進めているはずですので、方向としては広域連合のほうが進んでいると理解しています。そういう意味で、新しくこれからやられるのであれば広域連合のほうがいいのではないかなとちょっと感じましたので質問したという、そういう点です。

○武田会長

福岡さん、関連ですか。

○福岡委員

はい。私は、今の大阪を取り巻く状況の中では、いきなり広域連合というワードを使うのが一歩進み過ぎで、本当にやりたいごみ処理を近隣市と一緒にやるという目標が何か別の議論に置き換わってしまつて、政治的におかしいことになつて、前に進まなくなるんじゃないかという懸念をちょっと持つんですね。理想的には広域連合の枠組みでやるのがいいかもしれないですけども、小さく産んで大きく育てるみたいなね。もし先駆的に、ちょっと試しにと言うといけないかもしれないですけども、八尾、松原と一緒にとか、摂津市さんも何かいろいろお困りみたいな話もちょっと聞いているんですけども、そのへんの近隣市と一緒にごみ処理をやるという話だったら、一部事務組合のほうがぱっとつくれるような気がしています。

○武田会長

これ、あんまり議論が先へ行くと大変なことになるので、小畑さんのご意見はご意見としてお聞き届けいただいたらと思います。ここで広域連合か一部事務組合かという議論をする

のにふさわしい場所では必ずしもないと思いますので、そういうご意見があったというふう
にしていただけたらと思います。

ちょっと関連なんですけど私も質問がありまして、ここでごみ処理の広域化というのは、
大阪府が示されたブロックというふうにご説明があったんですが、これは最近出されたもの
ですか。それとも、10年ほど前か何かに広域化の計画をつくれよと国が言いましたね。その
時に各府県がつくらされたと思うんですが、そのことをおっしゃっているのか。それはど
ちらなんでしょうか。

○蓑田施設部長

10年ほど前に広域化計画をつくれということがありまして、その時に大阪府がつくった計
画がもとです。

○武田会長

ダイオキシン関係でね。

○蓑田施設部長

そうです。ダイオキシン対策がありまして、その後、工場を建設するのに広域化というこ
とでブロックをつくれということがありましたので、それも関連した時につくりましたので、
平成11年ぐらいだったと思います。その時やと思います。

○武田会長

そうすると、ここでとやかく言うのはあれですけど、今の時代に合っているかどうかとい
うのは、またちょっと違うかもしれませんね。

○蓑田施設部長

当時から一部事務組合とかが結構つくられておりますので、それに合わせたような形でそ
の時もブロック化をしていきたいと。実際の事業をやっているのに関連して絵描きはしてお
りますので、当時と現在でもそんなに違和感はないと思います。

○武田会長

ほかにございませんでしょうか。

○田村委員

すみません、今のとちょっと話が変わるんですけども、経営形態の見直しのところのキ
ーワードみたいな感じで、「民でできることは民へ」というのが出てくるんですけども、そ
れとさっきの古紙の分別収集の話がどうも腑に落ちないところがあって、古紙を大阪市さん
が集めることで実質相場を下げるか、民で今やっている仕事を実質取り上げるじゃないけど、
横取りするじゃないけど、何かそういうようなところがあるのだったら、そもそも民である

古紙収集をうまく活用するような方法を考えずに、一回行政でやって、もう一回民へ戻そうかと、それをやるメリットがどこにあるのかをお伺いしたい。

あと、相場にもよるので古紙が随分残ってごみの中に混じってきてしまっている現状はわかるんですけども、その古紙を大阪市が集めて市からリサイクルするということで、新たな用途みたいなものが増えて、さらに古紙がたくさん回っていくということになるのか、それとも既成のルートに乗っかって、実質そこへ入って行って、今あぶれている分がもっとあぶれるということになるのかという見通しがもしもあれば教えていただきたいです。

○松本家庭ごみ減量課長

家庭系ごみの収集の方法なんですけれども、基本的には今先生がお話のように、民間でやっておられるケース、我々のほうも把握はしているんですけども、いまだに普通ごみの中に本来資源化できる紙ごみが入ってきておると。大阪市としてごみ減量をしていくには、今それぞれ資源ごみでありますとかプラスチックでありますとか分別収集はやっておるんですけども、なお紙ごみが入っている分について、より減量化を目指すために、混入されている分については資源化ということで考えていく必要があるかなと考えております。

ただ、民業圧迫というようなことで我々のほうで考えておるわけではなくて、資源集団回収というのもあるんですけども、そちらのほうも継続して活性化していきたいと思っておりますし、民の業務としてやられる分について、そこに手を差し伸べていくということで考えているわけではないので。

それと、リサイクルについては、先ほどもちょっと話が出ていたと思うんですけども、古紙問屋等へ私どもが直営で回収した分を持ち込みまして、そこで本来のリサイクル等に戻っていくということで、将来的に行政回収がなくなるということはあるかもしれませんが、現状では我々と民と協働した形でごみ減量を考えています。いきなり民ということ、これは検討も可能性としてはあると思うんですけども、現段階では直営でやり、一方で民のほうもやっていただくというようなことで、資源化可能な紙については焼却から除いていきたいと考えています。

○村上事業管理課長

先ほどから市場性の問題が非常に言われていますけれども、日本国内における古紙回収は大体2,200万トンぐらい。その中で国内リサイクルされているのが1,800万トンぐらいということで、約400万トンぐらいが東南アジア、特に中国系という形で輸出をされているのが現状です。ある意味、古紙という世界につきましては、比較的相場的には安定をしていると言いたい方はあれなんですけれども、有価性を保っている。有価性の中での変動は確かにご

ございますけれども。そういう中で今回、大阪市的に10万トンルートに乗せていくということで、現在あるルートの中に入ることによって市場性の暴落とかそういう問題も非常に考えづらい。今のルートの流れというのは、あくまでも古紙のリサイクルなので、今言うてはるような例えばRBFをつくって燃料にするような場合につきましては、古紙としてリサイクルできにくいような性状のものをやりますので、これとは全く性格が違います。古紙問屋に流れる分について基本的にそこで選別をされて、非常にリサイクルのしづらいものがRBFに流れるということはあったとしても、もともとRBFに流すためにリサイクルをしているわけではないので、そういう問題はございません。

民でできることは民にということで、基本的にはそう変えることを考えるということで、家庭系でございましたら資源集団回収を拡大していきたいということで、各戸回収方式の導入とか、市としての支援制度の拡充とかいうことをやってきたんですが、回収は2,700～2,800団体ぐらいですかね。それぐらいが今、大阪市内で活動いただいております。世帯数で言いますと大阪市内の約4割程度の世帯数の方がそういう活動に参加をいただいているということで、逆の言い方をしますと6割強の世帯がそういう活動に参加していただけていない。それは、参加していただけない理由が地域事情とかいろんなことがございますけれども、地域コミュニティで回収して、それを民間業者に渡していただくというのが理想なんです。それはそれとして、現在もそういう方向は目指していますけれども、それだけではなかなか市内全体を網羅できないということで、行政回収という手段に踏み切ろうというのが今的な考えです。

それから、事業系につきまして言いますと、先ほど特定建築物の話もございましたが、大手というのか、企業規模として比較的大きいところについては、行政が介入せんでもすでに民ルートの中でリサイクルが回っている。今回何をターゲットにしているかと言いますと、中小零細やと。中小零細が非常にリサイクルに回りづらいのは、紙そのものに有価性があるとかないとかという問題ではなくして、排出ロットが小さいために輸送コストが非常にかかると。排出ロットが大きければ輸送コストが逆に低くなりますので、有価性のほうが明らかにましますから、そういう問題はないですが、どうしても排出ロットが小さい場合は輸送コストの占める割合が大きくなります。

そういうところもひっくるめてどうしていくんやということで、一般廃棄物の許可業者さんでこれまで自主的に紙リサイクルをやっておられる方も多くございましたけれども、今回、普通ごみの収集にあわせて紙のリサイクルも一緒にやっていただくようなことをしていけば、輸送コストが下がるというメリットも考えられる。民間の領域まで行政が入って行って取る

というよりは、民間自身がリサイクルもひっくるめてやっていけるようなシステムづくり、そういうものをお願いしていくという考え方です。決して公が民を圧迫していくというようなやり方をしているものではございません。そういうことでございます。

○武田会長

ありがとうございました。時間も大分たってまいりましたので、最後のページですが、15ページの次のページですが、処理基本計画「改定計画案」のイメージということでご説明いただきましたけれども、これについての何かご意見あるいはご質問があればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。まあ、これからのことです。

○加賀城委員

武田新会長が冒頭の挨拶でおっしゃられたエネルギー、環境が非常に厳しい状況にあるということの関連でございすけれども、これだけ世の中、省エネルギー、創エネルギーと今まで以上に非常に重要になるということで、そのへんご考慮されているとは思うんですけれども、ここでも余熱のエネルギー有効利用とか、あるいはさっきの事業系ごみのリサイクルとか、考慮はされているとは思うんですけれども、やはり世の中の情勢を見た時に、今まで以上に資源からのエネルギー回収という視点を重視する計画も重要かなという気がしております。短期的にはたぶんなかなか難しい面、量的にも限りがあると思うんですけれども、長期的な視点も含めて、資源からエネルギーを回収していくという視点を今まで以上に計画の中に盛り込んでいくというのも必要かなと思った次第でございす。

○宮川委員

エネルギーの問題なんですけど、やっぱり生ごみのバイオマス化というのも1つ入れていただいたほうがいいかなと。特に先日、大阪府大の先生か、堺市のバイオマスタウン構想で浜のほうで海にアオモが出ると。常時出るわけではなくて、時たま手に負えんぐらい出ると。バイオマスで、あと我々事業者から通常は生ごみを安定的な量を確保して、アオモも一緒に処理できたらと。で、ガス化して回収するというのが出ていますので、広域化という話もありましたので、大阪市と堺市と共同でも結構ですね。そこらへん、今後のエネルギーという形で考えていただければと思います。

○武田会長

いくつか注文が出てきたんですが、ほかにはいかがですか。

私もちょっと注文したいんですけど、どんどん効率化して安くつかせるというのをやっていった時に、例えば災害が起こった時なんかね、もうにっちもさっちもいかないというぎりぎりのところでやるのは、果たして大都市として賢明なことなのかどうかというのはあると

思うんですよね。これ、定量的に捉まえるのは非常に難しいですけども、要するに安くつけばいいという方向性だけではちょっと困るので、そのへんの防災的観点というんでしょうかね。防災というよりも、むしろ災害が起こった時にどうするのか。広域化の考えの中にはいろいろそういうのも入っているんだと思うんですけど、そのへんの位置づけもきちっとこの際ですからしていただけたらと思います。

○馬越企画課長

ただいま武田会長からご指摘いただきました災害が起きた時ということでございますが、そういった点についても十分考慮しましてこの経営形態の見直し作業というのは進めていくことにしております。

それから、先ほど加賀城委員、宮川委員からいただきましたご指摘などにつきましても、また検討させていただきたいと考えております。また、もう少し計画案ということになりましたら、委員の皆様方にお送りなりさせていただきますので、ご意見をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

○武智委員

地域振興会の武智でございますが、地域振興会のいろいろな関係の組織の人たちがごみ減量のための組織的協力をやって、ごみゼロリーダーとかいろいろな形で取り組んでおります。したがって、この大阪市の行政の中で目を見張るぐらい効率のいい行政ができた。この立派なごみの減量政策、これは非常に目を見張る効果が上がってきましたね。半分以上になったと。それともう1つは、市民サイドも、行政と一緒にやってやった効果に対する自負心もできております。そういう意味からも、これから特に組織に対しての協力を行政当局がいろいろ説明に来る場合、その効果に対してちょっと遠慮気味な説明になっておるわけですね。そうじゃなくて、それだけ立派な効果が上がったんだから、もっと効果に対する自信を持った報告をしてもらって、「あんたらが頑張ってくれたおかげでこうなったよ」とお礼を兼ねた報告書を情報開示という意味で大いにPRしてほしい。これに何の遠慮も要りません。行政はそういう点では遠慮がちになっておるから、いいことはいいと。よくやってくれたし、これからもやろうよという姿勢は大いにPRしてほしい。

それともう1つは、皆様、行政が取り組んでいることの中で行政の組織がどれだけ変わっていくかということに非常に興味を持っているわけですね。だから、マクロの問題は別として、ミクロの例えば公務員からほとんど公務員でない形に移行するとか、それからお金の面でもこの減量政策によってこれだけ経費が浮いて、それによって100億ぐらいの金がプラマイになったというようなことも遠慮せずに情報開示してほしい。だからこそ今後も協力して

ほしいと。そうすると、行政協力と我々市民サイドがそういうことをしたことの効果はすばらしいもんだなということが身につきますし、わかりますわね。今までは何か一方的に行政協力をさせられたという感じで、ちょっと不満ができる、もう混乱させられるようなことはしたくないとか、被害者意識に陥りやすい。そうじゃなくて、自分たちでやった達成感がすばらしいことをやったなという形に変わるので、情報公開のやり方をもうちょっと積極的にうまくやってほしいなど。そして、遠慮せずに説明をして、時々のご指導を遠慮せずにやってほしい。私、市民サイドの立場ではっきり感じていることを、今日は審議会とは直接関係のないことですが、これも1つの提案として申し述べておきます。局長さん、いいですか。お願いしますよ。

○武田会長

どうもありがとうございます。大体締めくくりのようなお話までいただきましたが、吉田さん、どうですか。

○吉田委員

地域振興会の副会長、武智さん、ありがとうございます。同じように地域はやっておりますが、私は女性会のほうでやりまして、ここに載っていますまちの美化の推進というのは、大阪市と一緒に梅田、天王寺、難波というふうに、清掃の日、ごみゼロということで5月30日をメインで毎年やっておりますが、このたび大阪府市統合でいかになるかなということで疑問に感じております。それと、やるべきことは10年、20年の世界でやっていかないと、1年、2年でできあがるとは決して思っておりませんので、地域振興会と女性会とか各種団体の場合は、長年積み重ねた部分でできあがってきていると思います。

今日、デパートとかいらしていますので、前々から言っていますが、ペットボトルのあの形態が、蓋を取り、シールを取りというふうなことで3つに分けるんではしたかね。あれを何とか業者の方に言って、せいぜい2つぐらいですかね。3つに分けられておりません。それで持って帰ってはるのかなという疑問を感じております。私たちのところはマンションですので、出しているところが常に見えていますが、ペットボトルをきれいにめくってちゃんとしているというのはなかなか見当たりません。モラルが悪いと言われればそれまでなんですが、そのへんをもっと簡素化されないかなということ。今、これだけ精密なところで動いていますのに、できないのでしょうか。今日はデパートの方もいらっしゃいますので、そのへんはいかがでしょうかね。

それと、ここに路上喫煙対策の推進と書いていますけれども、今の状態でたばこを吸っておられる方はすごく狭いところにいらっしゃるので、それをまだ路上喫煙というのは、吸う

ところをもっと締めていくのか、それともきちっとした灰皿を要所、要所に設置するのかということもちょっと教えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○村上事業管理課長

まず、ペットボトルの関係なんですけれども、ペットボトルにつきましては、今現在2つに分けていただいております。キャップとラベルについては、同じ容器包装プラスチックの時に出示していただく。本体そのものだけを資源ごみの時に出示していただくということでお願いしておりますので、3つにさせていただかなくてもラベルとキャップは一緒にさせていただいて結構でございます。

メーカーさんは食品表示とか何とかをいろいろしていかなあきませんので、直接ペットボトルに表示をしてしまうと、リサイクルの時に塗料とかいろいろなものがつくので、逆にリサイクルがしにくくなるんですよ。そうすると、ラベルにしたほうがはがれるので、リサイクルの観点から言えば、そちらのほうがリサイクルしやすい。ただ、キャップもラベルも何もかも性状が一緒だったらいいんですけど、なかなかそういうふうにはなり難い。特にペットボトルなんかで言いますと、色がついたりなんかすると、リサイクルの関係が非常に支障を来すので、2つにならざるを得んのかなと。ここはちょっとご辛抱で分けていただきたいなと思っています。

それから、路上喫煙のご質問なんですけど、今検討しておりますのは、やっぱり市民の方のいろんな意見としては、厳しく取り締まってほしいとか禁止をしてほしいという声が多ございます。そういうことにつきましては、路上喫煙の場合は私ところの委員会がありますので、そちらで年度内に諮問をさせていただいてご検討いただくという方向で今扱っております。

一方で、分煙という考え方もございます。もともと禁止区域、淀屋橋と難波の2カ所に御堂筋を禁止した時に喫煙設備をつくったんですが、今、動きとして出ていますのは、これは禁止区域ですけど、それ以外のところで市民の方と協働してモラル向上をやっていこうということで、「たばこ市民マナー向上エリア」というのをつくりまして、70の団体に活動いただいております。その団体が管理をするということで、最初は阿倍野に喫煙所ができていますんですけど、ついこの間、新世界の通天閣の横に喫煙所ができています。それ以外でも喫煙所をつくっていこうという動きはございます。これは、大阪市がつくるのではなくして地域がそういう管理をしていくということで、一方では分煙の関係も進んでいるとお考えいただいたら結構かと思います。

○武田会長

ありがとうございました。非常にたくさんのご意見が出ましたんですが、時間もありません

ので、今日ご説明いただいた資料全般について言い残したことがもしありましたら、お願いしたいのですが。

よろしいでしょうか。

それでは、今後、大阪市としては基本計画の改定を進めていかれるということでございますので、本日の審議会の意見等もご参考にして検討していただけるようお願いしたいと思います。もちろんその途中段階で、またこの審議会で皆様のご意見をお聞かせいただけたらと思っております。

議事を進めさせていただきまして「その他」ということになりますが、何か特に事務局からありますでしょうか。

○森井企画課長代理

事務局からは、特にその他の内容はございません。

○武田会長

それでは、たくさんのご意見をいただきまして、まだちょっと言い足りないところもあったかもしれませんが、一応時間がまいりましたので、今日の審議会はこれで閉じさせていただきたいと思えます。また次回以降も活発なご意見をお願いしたいと思います。

進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○森井企画課長代理

本日は、委員の皆様方にはお忙しいところをご出席いただきまして、どうもありがとうございました。次回の審議会の開催日程でございますけれども、また会長とご相談させていただきまして、改めてご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで本日は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会 午前11時45分